

令和3年第1回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和3年1月12日、14時00分に朝倉老人福祉センター会議室において、第1回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一（欠席）	9番 武井 正道
10番 手嶋 博行	11番 手嶋 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三（欠席）		

（※20番から23番は、代表推進委員。）

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田 勝久
係長	中村 敬一郎
事務吏員	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大 山 豊 揚

(開 会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和3年第1回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日は8番森部委員と代表推進委員の23番金子委員より欠席の届出が

あつていただきますのでよろしくお願いいたします。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地

利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）3名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に5番手嶋委員、6番田中委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約

通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 （水落）議案朗読をもって説明。

6ページまで30件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から30番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手のうえ、議席番号と名前をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で報告第1号を終わります。

7ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。2件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。

18番伊藤委員

18番挙手

議 長 18番伊藤委員。

18番 （伊藤委員）報告番号1番について、説明いたします。

届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、現況は田ですが道路より90cm低く、耕作等に不便なため90cm盛土して畑として使用するものです。排水については地下浸透及び水路への自然流下です。隣接地所有者の承諾も得てあります。作付予定はミカン、ブルーベリーです。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で報告番号1番を終わります。

報告番号2番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議 長 議長を交代しました。

次に、報告番号2番について担当委員の説明を求めます。19番後藤委員

19番挙手

議 長 19番後藤委員

19番 (後藤委員) 報告番号2番について、説明いたします。

届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、隣地が転用で地上げされるため、同じ高さまで地上げして排水を良くし、畑として使用するものです。なお、土砂320㎡を使用し、1mの地上げを行うところです。排水については地下浸透と自然流下さらに水路を新設してそちらにも流すそうです。作付予定は野菜です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 報告番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告番号2番を終わります。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議 長 議長を交代しました。

8ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議 長 農業振興課

農業振興課 (大山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

11ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の15番穴見委員、22番坂田委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 2 番について、担当地区委員の 15 番穴見委員、22 番坂田委員を指名いたします。
次に審議番号 3 番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号 3 番について、あっせん委員の選任が必要となりますようしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 3 番について、担当地区委員の 11 番手島委員、33 番草場委員を指名いたします。
次に審議番号 4 番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号 4 番について、あっせん委員の選任が必要となりますようしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 4 番について、担当地区委員の 10 番手島委員、17 番樋口委員、32 番橋本委員を指名いたします。
次に審議番号 5 番について事務局の説明を求めます
事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号 5 番について、あっせん委員の選任が必要となりますようしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 5 番について、担当地区委員の 1 番藤原委員、6 番田中委員、21 番浦塚委員を指名いたします。
審議番号 1 番から 5 番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号 1 番から 5 番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 2 号は可決されました。
13 ページをお開きください。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます
事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。14 ページまで 6 件ございます。
ご審議方ようしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。11 番手島委員。
11 番挙手

議 長 11 番手島委員
11 番 (手島委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は経営拡大ですが、以前須川の農地を購入してあり、そこが平成 29 年の災害により被災し荒れた状態となっておりますが復旧するということを確認しています。譲渡人は遠方在住のためです。
ご審議方ようしく願います。

議 長 農地法第 3 条第 2 項の要件について願います。

11番挙手

議 長 11番手島委員

11番 (手島委員) 農地法第3条第2項には該当いたしません。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (水落) 先程、須川の農地を購入と言われましたが、利用権で耕作してあります。その農地の一部が平成29年の災害により被災し耕作できない状態となっていますが、今後農地として復旧し耕作を行うということを言ってありました。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番挙手

議 長 17番樋口委員

17番 (樋口委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は相手方の要望。当該地は権利関係が複雑であったものを整理して売買を行うそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番挙手

議 長 17番樋口委員

17番 (樋口委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

16番挙手

議 長 16番林委員

16番 (林委員) 契約は贈与ですが、親戚関係とかでしょうか。

17番挙手

議 長 17番樋口委員

17番 前回、数筆まとめてあっせんで申請をされたところですが、この農地が除外地であり、あっせんの対象外のため、贈与による申請が出されたところです。

議 長 16番林委員よろしいでしょうか。

16番挙手

議 長 16番林委員
16番 (林委員)わかりました。
議 長 他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。
1番挙手
議 長 1番藤原委員
1番 (藤原委員)審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。
1番挙手
議 長 1番藤原委員
1番 (藤原委員)審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。
1番挙手
議 長 1番藤原委員
1番 (藤原委員)審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は父から子への贈与、譲渡人は父から子への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時55分まで休憩します

(休憩 14時35分→14時55分)

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開します。
15ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。

4番挙手

議長 4番森山委員

4番 (森山委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良、一時転用です、転用の理由は代表を務める会社の原料作物を作るのに水はけが悪いため、60cm地上げを行うものです。排水については、地下浸透。農地法の運用は市役所から1km以内で宅地の面積割合が40%以上の区域にある農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。
ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 区長の承諾は得てありますか。

4番挙手

議長 4番森山委員

4番 区長は承諾済みです。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

16ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。17ページまで5件ございます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。

4番挙手

議長 4番森山委員

4番 (森山委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸社宅2棟の建設、1棟あたり12戸の

計24戸です。理由は、役員を務める会社の事業拡大のため、アパート形式の社宅を建設し、会社に貸すもの。農地法の運用は市役所から1km以内で宅地の面積割合が40%以上の区域にある農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。生活排水は下水道接続、雨水等の処理については南側の水路に放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議長 15番穴見委員

15番

(穴見委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場及び露天駐車場の整備。理由は会社の事業拡大により既存敷地が手狭になったため、拡張整備するもの。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、敷地拡張、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水等は水路へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議長 15番穴見委員

15番

(穴見委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸露天駐車場の整備。理由は隣接工場の事業拡大により大型車の駐車場が不足しているため、拡張整備するもの。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、敷地拡張、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。なお、雨水等は水路へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

審議番号4番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

- 議 長 議長を交代しました。
- 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番挙手
- 議 長 19番後藤委員
- 19番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、実家住まいで手狭なため、隣接する親の農地を借りて自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続し雨水等は水路へ放流することで区長及び水利委員と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
- 議長を会長と交代します。
- 議長交代：副会長 → 会長
- 議 長 議長を交代しました。
- 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
- 11番挙手
- 議 長 11番手島委員
- 11番 (手島委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は来客用駐車場が不足しているため、隣接地を駐車場として整備するものです。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、雨水等も水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします
- 18ページをお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局
- 事務局 (岩切) 審議番号1番から3番については、推進機構からの買入れです。審議番号4番から6番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から6番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
- ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から6番までを一括とし、質問や意

見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番から6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

20ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(松尾) 議案朗読をもって説明。2件ございます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号1番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議 長

議長を交代しました。

議 長

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員

19番挙手

議 長

19番後藤委員

19番

(後藤委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は都市計画用途区域内、第一種住居地域、第3種農地ですが昭和63年8月に住宅を増築した際、農地にはみ出して建築されてありますが、その後は宅地課税をされているそうです。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議 長

議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議 長

15番穴見委員

15番

(穴見委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は都市計画用途区域内、第一種住居地域、第3種農地ですが20年以上前から宅地課税されてあります。この土地の地目変更がされていないため非農地判断の申請が出されたものです。地元区長の確認も得てあります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号２番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 １５：１５)